

平成30年10月26日
四国電力株式会社

広島地方裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分申立ての却下について

本日、広島地方裁判所において、伊方発電所3号機の運転差止仮処分の申立てが却下されました。

本件は、広島県の住民らが、本年10月1日以降の伊方発電所3号機の運転差止めを求めて、5月18日に申立てを行ったものです。

当社は、伊方発電所が火山事象に対する安全性を十分に有していることについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行うとともに、申立ての却下を求めてまいりました。

今回の決定は、伊方発電所3号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

当社といたしましては、今後とも、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全対策に不断の努力を重ねるとともに、原子炉起動に向けた作業を進めている伊方発電所3号機の安全・安定運転に万全を期してまいります。

以 上